

Japan tax alert

EY税理士法人

インドが2022年度 国家予算案を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、
オンライン/pdfで以下のサイトから入手
可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

インド財務大臣は2022年2月1日に、2022年度国家予算案(以下、「予算案」)を発表しました。予算案には、軽減税率制度を選択した新規設立企業の製造開始期限の延長やタックスホリデー優遇措置を申請したスタートアップ企業の法人設立期限の延長、長期キャピタル・ゲインに対するサーチャージの上限引き下げ、修正申告の提出期限の延長といった、好ましい提案が含まれています。

本アラートでは、予算案の主要な提案内容をまとめました。

詳細

法人税率

- ▶ インドの企業およびパートナーシップ(有限責任事業組合を含む)に対する法人税率(ミニマム代替税(MAT)の税率を含む)は、現行のままとすることが提案されています。

主な税制案

- ▶ 15%の軽減法人税率¹を選択した新規設立の製造企業による製造または生産の開始期限を1年延長(すなわち、2023年3月31日までだった期限を2024年3月31日まで延長)することが提案されています。
- ▶ タックスホリデー優遇措置を申請したスタートアップ企業の法人設立の期限を1年延長(すなわち、2022年3月31日までだった期限を2023年3月31日まで延長)することが提案されています。
- ▶ 個人および特定の会社形態をとっていない事業体(AOP (Association of Persons)等)のすべてのキャピタルアセットについて、長期キャピタルゲインに対するサーチャージの上限を15%とすることが提案されています²。現行の税率は、段階方式になっており、最大37%となっています。
- ▶ 予算案は、以下の追加的な免税措置を提案しています。
 - ▶ 國際金融サービスセンター(IFSC)ユニットと取引している非居住者を対象とするもの:
 - ▶ IFSCに設立されたオフショア・バンキング・ユニットと締結したオフショア・デリバティブ商品または店頭取引デリバティブの譲渡益
 - ▶ IFSCに設立されたユニットから受け取った、船舶のリースに係る使用料または金利収入(航空機リースに対する現行の免税に追加)
 - ▶ IFSCに設立されたオフショア・バンキング・ユニットに保有している有価証券、金融商品またはファンドのポートフォリオから非居住者が得た利益(条件を満たしている場合)
 - ▶ IFSCユニットを対象とするもの:
 - ▶ IFSCに設立された特定のファンドへの株式発行における当該株式の時価を上回るプレミアム
 - ▶ IFSCに設立されたユニットがリースした船舶の譲渡益
- ▶ 予算案は、インド企業が特定の外国企業から受け取った配当金収入に対する15%の軽減税率(サーチャージと特別目的税(Cess)が別途加算される)を撤廃する(つまり、かかる配当金収入に対して通常の税率で課税すること)を提案しています。
- ▶ 予算案は、追加納付の支払いを条件として、課税年度の終了日から3年以内の納税者による修正申告を認めることを提案しています。追加納付は、該当する課税年度から2年以内の修正申告の場合は、申告された追加所得に対する未払税と利息の合計の25%、課税年度から2年以降3年以内の修正申告の場合は、かかる未払税と利息の合計の50%となります。しかし、修正の結果として税還付が生じる場合や税務当局による税務調査がすでに始まっている場合などの特定の状況では、かかる修正申告を行うことはできません。
- ▶ 予算案は、明確化のため、以下の改定を提案しています。
 - ▶ 非課税所得の稼得に関する経費は、たとえその非課税所得が課税年度中に稼得されたものでなくても、損金算入不可となる
 - ▶ 所得税に課せられる健康・教育目的税は、2004~05課税年度から、事業経費として損金算入不可となる
- ▶ 企業再編について、予算案では、事業の承継人が事業再編の効力発生日から承認当局の最終オーダー発行日までの期間に係る修正申告を行うことを認めることを提案しています。
- ▶ 暗号通貨や非代替性トークンなどの仮想デジタル資産(VDA)の譲渡に対し、税率30%(適用されるサーチャージおよび特別目的税が別途加算される)で課税する新たな税制(2022年4月1日から適用)が提案されています。VDAに対する1%の源泉徴収税(2022年7月1日から適用)と贈与税規定も提案されています。
- ▶ 予算案は、インフラ投資信託(InvIT)、不動産投資信託(REIT)およびオルタナティブ投資ファンド(AIF)のユニットについて配当ストリッピング規定および賞与ストリッピング規定を導入し、賞与ストリッピング規定を他の有価証券(株式等)にも適用することを提案しています。

巻末注

1. 実効税率17.16%(10%のサーチャージと4%の特別目的税が別途加算される)。
2. 別個の税制が提案されている仮想デジタル資産を除く。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

Niladri Nag

パートナー

Puneet Sachdev

シニアマネージャー

niladri.nag@jp.ey.com

puneet.sachdev2@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2022 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20220216

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp